

# 経 済 産 業 省

輸出注意事項 24 第 4 2 号  
平成 24・06・27 貿局第 6 号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 7 月 19 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後					現 行																																																																
(略) I～VI (略)  別表1～別表8 (略)  [別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [2の項]～[3の2項] (略) [4の項]					(略) I～VI (略)  別表1～別表8 (略)  [別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [2の項]～[3の2項] (略) [4の項]																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕向地</th> <th>い地域 ①</th> <th>ほ地域</th> <th>へ地域 (ち地 域を除 く)</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令別表第1項番</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					仕向地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域	輸出令別表第1項番					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕向地</th> <th>い地域 ①</th> <th>ほ地域</th> <th>へ地域 (ち地 域を除 く)</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令別表第1項番</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					仕向地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域	輸出令別表第1項番					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	—	—	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
仕向地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域																																																																	
輸出令別表第1項番																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
仕向地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域																																																																	
輸出令別表第1項番																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	—	—	—	—																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	

(略) (略) (略) (略) (略)

[5の項]・[6の項] (略)  
[7の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号イからハまで、ホ、ヘ又はチのいずれかに該当するもの</u>	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号ト又は第18号～第22号までのいずれかに該当するもの</u>	(略)	(略)	(略)

[8の項] (略)  
[9の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

[5の項]・[6の項] (略)  
[7の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ(二)に該当するもの</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、 <u>上記を除くもの</u>	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号～第22号までのいずれかに該当するもの</u>	(略)	(略)	(略)

[8の項] (略)  
[9の項]

仕向地	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス  
[2の項]～[3の2の項] (略)  
[4の項]

提供地 ①	い地域	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番				
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	—	—	—	—

輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス  
[2の項]～[3の2の項] (略)  
[4の項]

提供地 ①	い地域	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番				
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	—	—	—	—

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]～[10の項] (略)  
[11の項]

提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項]～[15の項] (略)  
注1)～注3) (略)

注4) 輸出令別表第3に掲げるの地域：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]～[10の項] (略)  
[11の項]

提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第4項第1号、第2号イからニまでのいずれか若しくはト、第3号、第5号チ又は第7号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項]～[15の項] (略)  
注1)～注3) (略)

注4) 輸出令別表第3に掲げるの地域：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド

ーギーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、ス  
ウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国  
注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332  
号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地・提供地 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域②	ち地 域
(略)										
ブルガリア	<u>○</u>									
(略)										

、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、  
スイス、英国、アメリカ合衆国  
注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332  
号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙抜粋)

仕向地・提供地 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域②	ち地 域
(略)										
ブルガリア		<u>○</u>		<u>○</u>			<u>○</u>		<u>○</u>	
(略)										